

# 委員長談話

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本県は、少子高齢化による労働力不足や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、様々な課題に直面しております。

行政には、これらの課題に迅速かつ的確に対応し、良質で県民満足度の高いサービスを提供することが、一層強く求められており、組織パフォーマンスを高めていくことが不可欠であります。

そのため、これからの人事行政においては、多様で有為な人材を確保するとともに職員がその能力を高め、十分に発揮できる勤務環境が重要であり、これらを実現するため、採用広報活動の充実強化、職員一人一人の成長支援、若年層を中心とした働き方等に対する意識の変化にも対応した魅力ある職場環境づくりなどに取り組むことが必要であります。また、こうした取組を支える給与等の処遇面の改善も必要であります。

給与に関しては、本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、本年4月分の月例給については、職員給与が民間給与を9,278円下回っていたことから、この公民較差の解消を図るため、給料表の水準を引き上げることが適当であるとししました。

ボーナス（期末手当・勤勉手当）についても、職員の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っていたことから、民間との均衡を図るため、年間4.60月分に引き上げることが適当であるとししました。

一方、本年の勧告は、以上の月例給等の改定に加え、人事院が、社会と公務の変化に応じ、①初任給の大幅引上げ、②職務や職責をより重視した俸給体系の整備等の観点から勧告した国家公務員の「給与制度のアップデート」を踏まえ、来年4月からの給料表の改定をはじめとする制度の見直しを伴うものとなりました。

人事委員会の給与等の勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請いたします。

職員各位におかれては、日々懸命に職務に精励していることに心から敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

また、県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、魅力ある徳島づくりや県民生活の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

令和6年10月18日